

キャッチャー・イン・ザ・ライブラリー

法学部准教授 諏訪野 オヲキ

1

If you really want to hear about it, the first thing you'll probably want to know is where I was born, and what my lousy childhood was like, and how my parents were occupied and all before they had me, and all that David Copperfield kind of crap, but I don't feel like going into it.¹

J.D. SALINGER, *The Catcher in the Rye*

もしも君が、ほんとにこの話を聞きたいんならだな、まず、僕がどこで生まれたとか、チャチな幼年時代はどんなだったのかとか、僕が生まれる前に両親は何をやってたかとか、そういった《デーヴィッド・カパーフィールド》式のくだらないことから聞きたがるかもしれないけどさ、実をいうと僕は、そんなことはしゃべりたくないんだな。²

野崎孝訳「ライ麦畑でつかまえて」

こうして話を始めるとなると、君はまず最初に、僕がどこで生まれたとか、どんなみっともない子ども時代を送ったとか、僕が生まれる前に両親が何をしていたかとか、その手のデーヴィッド・カッパフィールド的なしょうもないあれこれを知りたがるかもしれない。でもはっきり言ってね、その手の話をする気になれないんだよ。³

村上春樹訳『キャッチャー・イン・ザ・ライ』

好きかは知らない。ただ、村上春樹の訳が出たとき、僕はすでになんかの大人になっていて、今さら支離滅裂なホールデンにもう一度つきあおうという気が全然なかった。だから、今でもJ. D. Salinger “*The Catcher in the Rye*”の翻訳といえば、「キャッチャー・イン・ザ・ライ」ではなくて、やっぱり「ライ麦畑でつかまえて」、略して、「ライつか」だ。だいたい、大正生まれの野崎孝が“*The Catcher in the Rye*”を「ライ麦畑でつかまえて」なんて思わせぶりの訳し方をしたということだけで称賛に値する⁴。まったくの憶測だけど「ライ麦畑の捕獲者」というような直訳では、「これじゃ江戸川乱歩だよなあ⁵。N.Y.の話なのに感じが出ないよ。」と思ったのかもしれない。

この原稿を「図書館と私」という仮題で依頼されて、内容はすべて任せてもらえるという。そのときこの「キャッチャー・イン・ザ・ライブラリー」という題名が思い浮かんだ。「ライ」まで一緒に、「ライ麦畑でつかまえて」ならぬ「図書館書庫でつかまえて」と言えそうだし、「キャッチャー」と「ライブラリー」でシンメトリーを構成するキャッチーなタイトルだと少しだけ自画自賛したりしている⁶。

2

1か月に10冊の本を読む人を“読書家”と言っても異論はないと思う。でも、そんな読書家でも、1年に読めるのは120冊、10年で1,200冊、100年で12,000冊。近畿大学中央図書館の蔵書が141万冊を超えるというから⁷、すべてを読み切ろうとすれば何十世紀もの寿命が必要になる。しかも、年々所蔵数は増えていくから、さらにその年数は日を追うごとに延びてしまう。

君が、野崎孝と村上春樹のどちらの翻訳が

絶対、ムリ。

時間的にも、仕事の的にも、読むもののジャンルに限られるし、絞り込まざるをえない。僕の専門は知的財産法⁸とあって、最近“知財”って略称もついて少し注目されたりしている。知財に限らず、法律学の中心は法律の条文の解釈にあって、いろいろな解釈の方法があるけど、その1つに、沿革を遡って、それぞれの時代にどのように考えられてきたか、そもそも法律を作った人たちがどのように考えていたのかということ調べていくアプローチの仕方がある。このことは結構、重要かつ説得力ある論述につながるものが少なくない。法律は、その時々々の社会情勢が色濃く反映されているもので、そこを分かってなかったりすると間違った解釈をしてしまう。最近、会社法が制定されたり信託法が全面的に改正されたりしたけど、だからといって今の法律だけが大事なじゃなくて、結局、それがどうしてそうされる必要があったのかが分かっていなければ、少なくとも研究者としての姿勢がなくなってしまうと思う。法律学では“温故知新”が日常茶飯事でないといけないんだと感じている。

3

僕が学部生だった頃は図書カードなんてなかなか職人芸を要するような検索方法がまだまだ幅を利かせていたけど、今じゃOPACっていう便利なものがめっちゃめっちゃ進化して、キーワード、書名、発行年、著者名等々、何でも打ち込めば、いろいろ出てくる、出てくる。IT技術の発展ってすばらしい。

最近のものは自分で持っているから、図書館にお世話になるのは神保町⁹でも見かけたことがないような古くてレアな文献が対象になる。そういうものは開架の棚にはなくて、書庫に置かれている。そのこともOPACで一目瞭然。

書庫は特別な区域だ。どこの図書館でも書庫に入るには手続が必要で、身分が明らかでなければ入れないのだから、ちょっとした会員制クラブの気分（かもしれない）。

知的財産法関係の古い文献は法律の棚にならから、あちこち探しにいかなくちゃいけないけど¹⁰、そんな苦労のおかげかどうかは分からないけど、「この辺りにあるようだ」と棚に並ぶ本の背表紙を注視していくと、図書館の神様が粋なことをしてくれるときがある。気になるタイトルの本だから手に取ってみて、目次で関連箇所らしきところを開いて読んでみると…

「なんじゃ、こりやああ」¹¹

と言っちゃうくらいそのテーマをピンポイントで論じてシビレル内容なのに、OPACで引っかからず、見たことも聞いたこともない本がそこにあったりする。そうやって出会った本を論文で引用して、脚注をつけてこの平成の時代に紹介できることはかなり嬉しい気分。「こんな文献を発掘しましたっ」的な自慢めいたものもあるけれど、その著者とは、生きている時代が全然違って、当然、会ったこともないのに、本を通せば、他人とは思えない親近感がわいてくる。活字の力だ。

4

今、慶應とGoogleが提携して著作権の切れた蔵書の電子化を始めたりしているけど¹²、きっと、もっと技術が進んでOPACで画像情報がバンバン出てくるようになる気がする。電子図書館というのはそういうものかもしれない。でも、ぜひお願いしたいのは、検索がしやすいければいいとか本の内容が分かればいいとかということばかりでなくて、本棚に本が並んでいる状態を映し出すようなアナログ感を出すことを大事にしてほしい。そうすれば、書庫で起きる素敵な出来事が追体験できて、知識の幅も絶対広がる。そして、ネットで他の図書館の棚も見られれば、さらに楽しくなる¹³。

つまり、僕が言いたいことは、図書館の醍醐味は“書庫”にあるってということなんだ。開架の本なんて図書館全体から見れば新人の部類で、ベテランの蘊蓄や長老の含蓄ある話

を聞きたいんだったら書庫に入らなくちゃいけない。そして、書庫に入って、目的の本を目指す途中、見たこともない本に思いがけず出会うことが図書館利用の本当の面白さを知ることにつながる。書庫には、誰も借りたことがない、下手すれば誰も手に取って開いたことがない、でも利用されたがって待っている本がたくさんある。だから、ホールデン的な表現をするなら、“I'd just be the catcher in the library and all. (「図書館書庫のつかまえ役、そういったものに僕はなりたいんだよ。）」¹⁴”って思っている。

1) J.D. サリンジャー『ライ麦畑でつかまえて *The Catcher in the Rye*』講談社英語文庫（講談社インターナショナル、1991年）5頁。

2) J.D. サリンジャー・野崎孝訳『ライ麦畑でつかまえて』白水Uブックス（白水社、1984年）5頁。

3) J.D. サリンジャー・村上春樹訳『キャッチャー・イン・ザ・ライ』ペーパーバック・エディション（白水社、2006年）5頁。

4) 原典では、“*The Catcher in the Rye*”という題名は本文中の“I'd just be the catcher in the rye and all.”という1文（サリンジャー・前掲註(1) 265頁）に由来するが、野崎孝はこの部分を「ライ麦畑のつかまえ役、そういったものに僕はなりたいんだよ。」と訳している（野崎孝訳・前掲註(2) 269頁）。邦題の『ライ麦畑でつかまえて』というの“*If a body catch a body comin' through the rye*”（サリンジャー・前掲註(1) 265頁）を訳した部分から取られている（野崎孝訳・前掲註(2) 268頁）。しかし、この日本語訳には疑問がある。実際、“*If a body meet a body coming through the rye*”（サリンジャー・前掲註(1) 265頁）は「ライ麦畑で会うならば」と訳されている（野崎孝訳・前掲註(2) 269頁）。すなわち、野崎孝はサリンジャーとは異なる別の部分から題名を取り、さらにサリンジャーの原文とは離れた意味に訳したものを邦題にしたことになり、そこには何らかの意図が感じられる（ただし、私にはそれが何かは分からない。）。

一方で、サリンジャーの作品を翻訳するにあたっては契約による制約が多くあるようである。野崎孝が、やはりサリンジャーの作品である『ナイン・ストーリーズ』文庫版の「あとがき」で次のような興味深いことを記している。|『フラニーとゾーイー』の

翻訳を出版したとき、翻訳契約にからんでサリンジャーのエージェントから五項目にわたるいろいろな要請があった。その中に、本の題名は英語の原題を文字通りに翻訳すべきこと、本の中にも表紙にもジャケットにも作者の顔写真その他いかなる写真をも使用してはならないことなどにまじって、作者の伝記的事実を書き添えてはならぬ、序文・はしがきの類いもまた同断であるという趣旨の条項があった。」という（J.D. サリンジャー（野崎孝訳）『ナイン・ストーリーズ』（新潮社、1974年）294頁）。また、この「あとがき」からは『ナイン・ストーリーズ』にも同様な契約があったようなことが伺える書き振りである。したがって、“*The Catcher in the Rye*”についても、同様の契約があることが推測される。村上春樹も「本書には訳者の解説が加えられる予定でしたが、原作者の要請により、また契約の条項に基づき、それが不可能になりました。」と記している（村上春樹訳・前掲註(3) 362頁）。村上春樹訳の題名が「キャッチャー・イン・ザ・ライ」となっていることは、野崎孝訳と識別する必要性があったことも推測されるが、翻訳契約に題名の件が含まれていたのかもしれない。

野崎孝が『ライ麦畑でつかまえて』という邦題をつけられたことについては、そのような契約が当時なかったのか、あったとして契約違反ではなかったのかという点は法律学の観点からも興味深い。

また、実は“*The Catcher in the Rye*”が米国で出版された翌年の1952年（昭和27年）に早くも橋本福夫による邦訳『危険な年齢』（ダヴィッド社）が発行されている。その「あとがき」によれば、「この小説の本来の題名は*The Catcher in the Rye*である。しいて訳せば、『ライ麦畑でとらまえる者』ということになる。これでは何の意味かわかりかねるし、わたしにも適当な表題が思いつけなかつたので、ダヴィッド社におまかせした次第であった。」という（J・D・サリンジャー（橋本福夫訳）『危険な年齢』新装初版（ダヴィッド社、1955年）252頁）。当時は、まだサリンジャーも新人作家に数えられていたはずであり、それほど強気な条件を出せる力関係になかったようである。著作権エージェント表記も、橋本福夫訳版では“Originally copyrighted by J. D. Salinger Copyrighted in Japan by George Thomas Folster”となっているが、野崎孝訳版では“Japanese language paperback rights arranged with J. D. Salinger c/o Harold Ober Associates Inc., New York through Tuttle-Mori Agency, Inc., Tokyo”、村上春樹訳版では“Japanese translation rights arranged

with Harold Ober Associates Inc., New York through Tuttle-Mori Agency, Inc., Tokyo”となっている。後2者は日本の翻訳出版界マーケットでシェア60%を占める国内最大手の海外著作権エージェント、株式会社タトル・モリエージェンシー（同社サイトhttp://www.tuttlemori.com/history_j.html）によるものであり、強気な契約内容でも押せるのは理解できるが、橋本福夫訳版の“George Thomas Folster”というエージェントの詳細は不明である。米国放送局NBC日本特派員に同名の者がいたようであるが（TIME誌サイト<http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,854216,00.html?promoid=googlep>）、同一人物であるかは確認できていない。

なお、橋本福夫による冒頭部分の訳は「諸君がほんとうに僕の話の聞きたがっているとしても、諸君の知りたがるのは、きまつて、第一に、僕がどこで生まれ、幼年時代はどんなふうだつたとか、両親はどんな職業についていて、僕を生む前にはどんな生活をしていたとか、何だとかいつたような、デーヴィッド・カッパーフィールド式の上話なんだろうが、正直なはなし、僕はそんなことを喋りたてる気にはなれないんだ。」というものである。“YOU”を「諸君」と複数形で訳している点が特徴的である。

5) もちろん「屋根裏の散歩者」を指す（現在、容易に入手可能なものとして『江戸川乱歩全集第1巻屋根裏の散歩者』（光文社、2004年）。）。

6) 実際には“Rye”と“Library”ではRとLで発音が異なり、「チャー」と「リー」も韻を踏んでいない。ただし、カタカナなら“Rye”と“Li”は両方「ライ」という表記になり、「チャー」と「リー」も両方「ー」で終わっているため、見た目ではバランスが取れているという程度のことである。

7) 近畿大学中央図書館サイト

<http://www.clib.kindai.ac.jp/aboutus.html#welcome>。

8) 「知的財産法」という名称の法律は存在しない。形のない情報である無体物を対象とする著作権法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、種苗法、知的財産基本法等の総称として知的財産法という言葉が使われている。

9) 東京都千代田区神田神保町にある世界的に著名な古書店街。主に駿河台下交差点から専大前交差点あたりまでの靖国通り沿いに古書店が並ぶ。ただし、近年、法律文献を扱う店の廃業・転業が増えている。同様の傾向は、本郷や早稲田にも見られる。そもそも、これらの古書店街が発展したのは、そこにある大学（神保町：法政・明治・日大・専修および多摩移転前の中央〔この5大学はすべて、その出発が法律学

校であった。〕、本郷：東大、早稲田：早稲田）の学生が勉強のため使用する書籍の売買を行っていたためであるが、最近では学生が新刊本を買わず、したがって売らず、古書の流通自体が滞っているという背景がある。

10) 法律文献の請求記号は320～9番台であるが、知的財産法はニッチな存在として扱われ、そこに分類されてこなかったという暗い過去がある。著作権法は図書館関係の021番台、特許法・商標法等は工業関係の507番台、不正競争防止法は商業関係の671番台に分類されてきた。現在では、知的財産法という法律文献として328.5番台に分類されることも増えてきた。

11) もちろん、「太陽にはえろ！」で松田優作演じるジーパンこと柴田純刑事殉職シーンの名セリフである。

12) 慶應義塾サイト<http://www.keio.ac.jp/news/070710.html>。

13) 以前、国立国会図書館で非常勤調査員をしていたことがあるが、その経験からすると、同図書館の書庫での実現が個人的な希望である。当時、その書庫を利用していたが、やはり蔵書量は他を圧倒している。ある文献を探しに行くと、必ず新たな発見があったものである。

14) 註(4) 参照。

